

# 総務省 規制の事前評価書

## (予防規程に定めなければならない事項の追加)

所管部局課室名：消防庁予防課危険物保安室

電 話： 03-5253-7524

評価年月日：平成24年3月16日

### 1 規制の現状等

#### (1) 規制の現状と問題点

消防法（昭和23年法律第186号）第14条の2第1項では、「政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。」とされており、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第60条の2において、予防規程に定めなければならない事項が定められている。

東日本大震災では、地震だけではなく地震に伴って発生した津波によって製造所等も大きな被害を受けたが、現在、規則において予防規程に定めることとされている事項のうち、災害対策に関する事項は、規則第60条の2第1項第11号「災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。」及び同項第11号の2「地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。」であり、津波の発生又は発生するおそれがある場合に取るべき措置が明記されていない。

#### (2) 規制改正の必要性・目的

東日本大震災での教訓を踏まえ、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討会」を開催し、同検討会にて「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討報告書」（平成23年12月）が取りまとめられ、津波の発生を念頭に置いた緊急停止措置等の対応を予防規程等に明記することとされた。これを受け、予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること」を追加し、事前に、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に製造所等の火災予防のための措置について製造所等の従業員等がとるべき行動等を明確にすることで、実際に津波が発生し、又は津波が発生するおそれがある場合に従業員等が適切な行動をとることを可能とし、津波を原因とする製造所等の火災を防止する。

#### (3) 規制改正の内容

製造所等において津波が発生し、又は津波が発生するおそれがある場合に取るべき措置を予防規程に規定するよう、予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること」を追加する。

### 2 規制の費用

#### (1) 遵守費用

予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合におけ

る施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること」が新たに追加されることで、予防規程を定めなければいけない製造所等の所有者等は、当該事項を予防規程に追記しなければならなくなる。しかし、現行制度においても、災害その他の非常の場合に取るべき措置や地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること等について予防規程に定めることとされており、すでに津波発生時の応急措置等を予防規程に規定している製造所等の所有者等もあることから、当該変更に伴う新たな費用負担は限定的である。

#### (2) 行政費用について

予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること」が新たに追加されることで、市町村長等は、製造所等の所有者等が行う予防規程の変更を認可する必要があるが、現行制度においても市町村長等は予防規程の変更認可を行っていることから、新たに発生する行政費用は僅少である。

#### (3) その他の社会的費用

特段発生しない。

### 3 規制の便益

予防規程に定めなければならない事項に「津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること」が新たに追加されることで、製造所等において、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等が適切になされることで、津波を原因とする製造所等の火災を防止することができる。

### 4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回の改正により、製造所等において、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等が適切になされることから、津波を原因とする製造所等の火災を防止することができる一方、製造所等の所有者等に対する新たな費用負担は必要最小限に抑えられていることから、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

### 5 有識者の見解その他関連事項

消防庁では平成 23 年度、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討会（座長：亀井浅道 元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター 特任教授）を開催し、同検討会にて「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討報告書」（平成 23 年 12 月）が取りまとめられた。今回の改正は当該検討結果を受けて行うものである。

○「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する検討報告書」

URL: [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231222\\_1houdou/02/index.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231222_1houdou/02/index.pdf)

### 6 レビューを行う時期又は条件

今後の科学の進展による新たな技術及び知見を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。